

熊野古道伊勢路における誘客のしくみづくり等業務委託 業務仕様書

1. 委託業務名

熊野古道伊勢路における誘客のしくみづくり等業務委託

2. 事業の目的

令和6年度は熊野古道が世界遺産登録20周年を迎え、熊野古道伊勢路沿線の市町、関係団体と連携した「熊野古道世界遺産登録20周年事業推進会議」を設立し、20周年事業に取り組んでいます。熊野古道伊勢路を歩くのに適した秋のシーズンにおいて、市町や関係団体等がウォーキングイベントや体験講座、展示会等（以下、「20周年記念イベント」という。）を集中的に実施することとしており、これらの取組を通じて、「伊勢路歩き旅」のブランディングを進めていくこととしています。

熊野古道伊勢路においては、主要な鉄道駅・バス停留所等から峠登り口等までの二次交通、保全を担う団体等における高齢化・担い手等の不足、また、地域経済への貢献等の課題があります。

このため、次の取組を行うことで、課題の解決に向けた方策を検討するとともに、熊野古道伊勢路への、さらなる来訪促進に繋げることを目的とします。

(ア) 公共交通を活用したツアープランの企画・実施

① 二次交通実証事業（別途実施）と連携したデモツアーの企画・実施

② 既存の公共交通を活用したデモツアーの企画・実施

(イ) 新たな保全活動の担い手や熊野古道伊勢路ファンを開拓するツアーの企画・実施

③ 熊野古道伊勢路の保全活動等と連携したツアーの企画・実施

④ 「熊野古道伊勢路体感ツアー」の企画・実施

(ウ) 活用促進と効果的な情報発信、分析調査

①、②、③、④の活用促進と効果的な情報発信、分析調査

については、当該業務を委託すべき事業者を選定するため、企画提案コンペを下記により実施します。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月26日（水）まで

4. 委託業務の内容

(1) 業務内容

(ア) 公共交通を活用したツアープランの企画・実施

① 二次交通実証事業（別途実施）と連携したデモツアーの企画・実施

熊野古道伊勢路の来訪者は、歩くのに適した10月、11月を中心に増える傾向があることから、この期間において、今年度別途実施予定である二次交通の実証事業（以下、「実証事業」）と連携して、熊野古道伊勢路への来訪者数の増

加を図るためのデモツアーを企画・実施すること。業務の実施にあたって以下の要件を充たすものとする。

- ・ 業務の対象となる峠等については、来訪者数が多く、かつ、鉄道主要駅が近隣にある「馬越峠」、「ツヅラト峠・荷坂峠」、「大吹峠、観音道、波田須の道」、「二木島・逢神坂峠」とする。
- ・ 鉄道主要駅を出発点として、三重県において実施する鉄道主要駅からの実証事業にかかる交通機関を利用することとする。実証事業にかかる実施時期、ダイヤ等については、別途提示するが、具体的なダイヤのイメージは次のとおり。なお、二次交通として、タクシー等利用の提案も可能とする。

【実証事業の具体的なイメージ】

(1) 馬越峠（尾鷲市、紀北町）

名古屋からの特急の尾鷲駅到着時刻（10：46、12：44）を想定したバスの増便

(2) ツヅラト峠、荷坂峠（大紀町、紀北町）

名古屋からの特急の尾鷲駅到着時刻（10：46、12：44）を想定したバスの増便

(3) 熊野市における取組は検討中

- ・ 上記の交通を利用して、利用者が東紀州地域（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）内（以下、「東紀州地域内」という。）において、熊野古道以外の観光スポット等を、例えば、自転車やタクシー等で周遊したり、地域の「食」の魅力を感じるなど経済効果が見込まれるツアープランを提案すること。あわせて、市町等が実施する「20周年記念イベント」と連携したツアーとすること。
- ・ 情報発信及び販売促進のための取組、販売方法を示すこと。
- ・ 熊野古道世界遺産登録20周年事業の一環として行うため、利用者が20周年の特別感を感じられる内容とすること。
- ・ 必ず1回以上は催行すること。

② 既存の公共交通を活用したデモツアーの企画・実施

既存の公共交通機関を活用して、熊野古道伊勢路を歩くとともに、地域内で滞在することにより、地域の魅力を感じることができ、継続的に熊野古道伊勢路を来訪していただくためのデモツアーを企画・実施すること。業務の実施にあたって以下の要件を充たすものとする。

- ・ 既存の公共交通とは、現在運行している熊野古道伊勢路沿線の鉄道、バス等とする。
- ・ 実施時期については、上記①のツアーの催行時期と重複しないことし、ツアープランを提案すること。
- ・ 利用者が東紀州地域内において、熊野古道以外の観光スポット等を、例えば、自転車やタクシー等による周遊したり、地域の「食」の魅力を感じるなど経済効果が見込まれるツアープランを提案すること。あわせて、市町等が実施する「20周年記念イベント」と連携したツアーとすること。

- ・ 情報発信及び販売促進のための取組、販売方法を示すこと。
- ・ 熊野古道世界遺産登録 20 周年事業の一環として行うため、利用者が 20 周年の特別感を感じられる内容とすること。
- ・ 必ず 1 回以上は催行すること。

(イ) 新たな保全活動の担い手や熊野古道伊勢路ファンを開拓するツアーの企画・実施

③ 熊野古道伊勢路の保全活動体験等と連携したツアーの企画・実施

熊野古道伊勢路の保全活動を体験できるツアーを企画・実施し、熊野古道伊勢路の魅力に「気づく」機会を提供し、熊野古道伊勢路への関心を高めるとともに、新たな保全活動の担い手の発掘につなげることにする。業務の実施にあたって以下の要件を充たすものとする。

- ・ ツアーは、熊野古道伊勢路における保全活動とあわせて実施し、2 回以上実施すること。1 回あたりの参加者は 40 名程度とすること。
- ・ 実施の場所及び回数、保全活動体験等の内容については、県及び地元関係者等と協議のうえ、決定する。
- ・ 実施時期については、上記①のツアーの催行時期と重複しないこと。
- ・ 保全活動体験の指導者、語り部等に対して報償費を支払うこと。(3 万円程度)
- ・ ツアー参加者には必ず保険(けが、病気、事故等に対応)を掛けること。
- ・ 詳細な内容については打ち合わせにより決定すること。
- ・ 利用者が東紀州地域内において、熊野古道以外の観光スポット等を周遊したり、地域の「食」の魅力を感じるなど経済効果が見込まれるツアープランを提案すること。あわせて、市町等が実施する「20 周年記念イベント」と連携したツアーとすること。
- ・ ツアー開催日が雨天の場合は、保全活動体験は中止とするなど、雨天時に対応したツアーとすること。その際に、地域の保全活動を担う方々、語り部等との交流会も検討すること。
- ・ 情報発信及び販売促進のための取組、販売方法を示すこと。
- ・ 熊野古道世界遺産登録 20 周年事業の一環として行うため、利用者が 20 周年の特別感を感じられる内容とすること。

④ 「熊野古道伊勢路体感ツアー」の企画・実施

世界遺産登録 20 周年を契機として、新たな熊野古道伊勢路ファンを開拓するため、熊野古道伊勢路体感ツアーを企画・実施する。業務の実施にあたって以下の要件を充たすものとする。

- ・ 熊野古道伊勢路の魅力や地域の食、おもてなしなどを体感できるツアーとして、日帰り、1 泊 2 日の行程とし、それぞれ 2 回以上開催すること。
- ・ 熊野古道伊勢路に精通した山岳ライター等が講師として帯同し、講話等を行うこと。

- ・ 実施時期については、特に指定しない。
- ・ 利用者が東紀州地域内において、熊野古道以外の観光スポット等の周遊にもつながり、地域への経済効果が見込まれるプランとすること。あわせて、伊勢路沿線の市町等が実施する「20周年記念イベント」と連携したツアーとすること。
- ・ 情報発信及び販売促進のための取組、販売方法を示すこと。
- ・ 熊野古道世界遺産登録20周年事業の一環として行うため、利用者が20周年の特別感を感じられる内容とすること。

(ウ) ①、②、③、④の活用促進と効果的な情報発信、分析調査

- ・ 情報発信は、新聞、インターネット等複数の媒体でそれぞれ2回以上行うこと。
- ・ 情報発信の方法ごとにアプローチを行う対象層とその人数も含めて示すこと。
- ・ イベントを活用した情報発信を2回以上行うこと。その他効果的で独自性のある情報発信を行うこと。
- ・ 情報発信、販売促進の取組を行う中で、アンケート等今後の来訪促進に繋がる情報収集を行うとともに、今後の誘客につながるような分析を行うこと。

(エ) 自由提案

上記以外で事業の目的の達成に効果があると考えられる取組があれば実施すること。

(2) 業務実施上の条件

- ア 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- イ 委託期間において、三重県と必要に応じ月1回程度の打ち合わせを実施する。
- ウ 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、成果物等のうち、次の著作物の著作権については、三重県に帰属しないものとする。
- (ア) 雑誌等紙媒体の掲載記事
- (イ) テレビ番組
- (ウ) 広告制作にあたって受託者が複製権、使用権を得た著作物
- エ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- オ 掲載内容については、受託者において適切な内容を確保すること。
- カ 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目

的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

キ 委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

ク 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

ケ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

コ 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

サ 印刷後に受託者の責による重大な誤りが発見された場合、回収・再印刷・再発送等の対応を行うものとする。

シ 支払方法は原則、精算払いとし、必要に応じて協議のうえ決定する。

(3) 納品する成果品

ア 事業実績報告書

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日または令和7年3月26日(水)のいずれか早い日までに、事業実績報告書1部(様式任意、A4版・両面印刷)を提出して完了検査を受けること。

なお、事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

(ア) 委託業務の実施内容

(イ) 委託業務の成果

(ウ) 委託事業の実施により生じた成果物の目録

(エ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

(オ) 上記資料に関する電子データ 1式

イ 業務内容に示す成果品及び電子データ一式

以後の編集が可能なデータ形式及びホームページに掲載することを想定したデータ形式(PDF等)とし、CD-R等の記録媒体で納品すること。

ウ 成果品の提出先

三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課